法規 労働基準法

[No. 32]

労働時間、休憩、休日、年次有給休暇に関かんする次の記述のうち、労働基準法上、 誤っているものはどれか。

- (1) 使用者は、労働者に対して、労働時間が8時間を超える場合には少なくとも1時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。
- (2) 使用者は、労働者に対して、原則として毎週少なくとも1回の休日を与えなければならない。
- (3) 使用者は、労働組合との協定により、労働時間を延長して労働させる場合でも、延長して労働させた時間は1箇月に 150 時間未満でなければならない。
- (4) 使用者は、雇入れの日から6箇月間継続勤務し全労働日の8割以上 出勤した労働者には、 10日の有給休暇を与えなければならない。

法規 労働基準法

解説

- (1) 労働基準法第34条で、労働時間が 6時間を超え、8時間以下の場合は少なくとも45分、8時間を超える場合は、
 - (2) 使用者は、少なくとも<mark>毎週1日の休日か、4週間を通じて4日以上の休日を与えなければなりません。</mark>
 - (3) 「労働時間の延長の限度等に関する基準」により、その上限が定められており、
 - 1ヶ月の場合は45時間(1年単位の変形労働時間制の場合は42時間)、
 - 1年の場合は360時間(1年単位の変形労働時間制の場合は320時間)と規定されています。
 - (4) 年次有給休暇が付与される要件は2つあります。

少なくとも1時間の休憩を与えなければならない。

(1)雇い入れの日から6か月経過していること、(2)その期間の全労働日の8割以上出勤したこと、の2つです。 この要件を満たした労働者は、10労働日の年次有給休暇が付与されます。

法規 労働基準法

[No. 33]

災害補償に関する次の記述のうち、労働基準法上、誤っているものはどれか。

- (1) 労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかった場合においては、使用者は、その費用で必要な りょうよう おこな 素た ひつよう りょうよう なたん 寮 養を行い、又は必要な療養の費用を負担しなければならない。
- (2) 労働者が重大な過失によって業務上負傷し、かつ使用者がその過失について行政官庁へ とどけで ばあい しょうしゃ しょうがいほしょう おこな 届出た場合には、使用者は障害補償を行わなくてもよい。
- (3) 労働者が業務上負傷した場合、その補償を受ける権利は、労働者の退職によって変更されることはない。

法規 労働基準法

解説

- (1) 労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかつた場合においては、使用者は、その費用で必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を負担しなければならない。
- (2) 労働者が重大な過失によつて業務上負傷し、又は疾病にかかり、且つ使用者がその過失について行政官庁の認定を受けた場合においては、休業補償又は障害補償を行わなくてもよい。
- (3) 補償を受ける権利は、労働者の退職によつて変更されることはない。

ここが重要

(4) 業務上の負傷、疾病又は死亡の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施に関して異議のある者は、行政官庁に対して、審査又は事件の仲裁を申し立てることができる。

法規 労働安全衛生法

[No. 34]

作業主任者の選任を必要としない作業は、労働安全衛生法上、次のうちどれか。

- (1) 土止め支保工の切りばり又は腹起こしの取付け又は取り外しの作業
- (2) 掘削面の高さが 2 m 以上となる地山の掘削の作業
- (3) 道路のアスファルト舗装の転圧の作業
- (4) 高さが 5 m 以 上のコンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業



作業主任者を選任しなければならない作業(土木系にまとめました)

- 1. 危険物等に係る乾燥設備等による物の加熱乾燥の作業
- 2. コンクリート破砕器を用いて行う破砕の作業
- 3. 掘削面の高さが2メートル以上となる地山の掘削
- 4. 土止め支保工の切りばり又は腹おこしの取付け又は取りはずしの作業
- 5. ずい道等の掘削の作業又はこれに伴うずり積み、ずい道支保工の組立て、ロツクボルトの取付け若しくはコンクリート 等の吹付けの作業
- 6. 掘削面の高さが2メートル以上の岩石の採取のための掘削の作業
- 7. 高さが2メートル以上のはいのはい付け又ははいくずしの作業
- 8. 型わく支保工の組立て又は解体の作業
- 9. つり足場、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て解体又は変更の作業
- 10. 高さが5メートル以上のコンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業
- 11. コンクリート造の橋梁の上部構造(高さが5メートル以上又は橋梁の支間が30メートル以上)の架設又は変更の作業
- 12. 酸素欠乏危険場所における作業
 - イ 酸素欠乏危険作業場所における作業
 - ロ 酸素欠乏症、硫化水素中毒の危険場所における作業
- 13. 屋内作業場、タンク、船倉、坑の内部その他一定の場所において有機溶剤を製造し、又は取り扱う作業
- 14. 石綿等を取り扱う作業又は石綿等を試験研究のため製造する作業

法規 建設業法

[No. 35]

建設業法に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 建設業とは、元請、下請その他いかなる名義をもってするかを問わず、建設工事の完成を請け負う営業をいう。
- (2) 建設業者は、当該工事現場の施工の技術上の管理をつかさどる主任技術者を置かなければならない。
- (3) 建設工事の施工に従事する者は、主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。
- (4) 公共性のある施設に関する重要な工事である場合、請負代金の額にかかわらず、エラリットは とに専任の主任技術者を置かなければならない。

問題解説

- (1) 建設業とは、元請や下請の別に関わりなく、建設工事の完成を請負う仕事のことをいいます。
- (2) 建設業の許可を受けたものが建設工事を施工する場合には、元請・下請、請負金額に係わらず工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として、主任技術者を配置しなければなりません。
- (3) 工事現場における建設工事の施工に従事する者は、主任技術者又は監理技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。
- (4) 公共性のある工事で、工事1件の請負金額が4,000万円(建築一式は8,000万円)以上のものについては、工事の安全かつ適正な施工を確保するため、元請・下請問わず、工事現場ごとに技術者を専任で置かなければなりません。